

第2節

生物の多様性の確保

1 貴重・希少な野生生物の保護

1-1 天然記念物指定による野性生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、必要に応じて専門家の指導により調査し、開発等の影響を最小限にするよう保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物に指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

1-2 希少な野生生物の保護

貴重・希少な野生生物種の保護を図るため、三重県文化財保護条例等に基づく天然記念物の指定とその適正な管理を行っています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、指定候補種20種（動物10種、植物10種）について検討を行いました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度策定を目指して「三重県版レッドデータブック」の作成に着手し、県内の野生動植物種の調査等を進めました。

1-3 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成15（2003）年度には、第9次鳥獣保護事業計画（平成14（2002）～18（2006）年度）に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、野生生物保護モデル校の育成、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、

県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2 2 1 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区域	鉛製散弾規制区域
箇所数（箇所）	94	8	15	93	4
面積(ha)	55,093	683	7,707	56,065	553

表2 2 2 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクタ、鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

1-4 野生生物の生息状況等の把握

県内の野生生物の生息・生育状況を把握し、新しい「三重県版レッドデータブック」を策定するため、県内の専門家約100名の参画を得て、「生物多様性調査検討委員会」を設立し、野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を進めています。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物約850種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重の環境」で提供しています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2 生態系の多様性の確保

2-1 主要な生態系・自然生息地の保護

●開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4（1992）年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業に関する指導要綱に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求ることとしています。

●野生動植物の生息・生育環境の保全

貴重・希少な野生生物種及びその生息・生育環境を保全するため、三重県文化財保護条例等に基づく天然記念物の指定、三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定とその適切な管理を行っています。

また、地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を整備し、保全活動を行う団体への情報の提供や技術的支援を行っています。

2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況

(15施設) (平成16年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガ	10
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	14
	長鼻目	ゾウ科	アフリカゾウ	0
	偶蹄目	ウシ科	アメリカバイソン	1
		ヒト科	チンパンジ	1
	靈長目	オナガザル科	マントヒヒ アカゲザル ニホンザル	39
は虫類	有鱗目	ボア科	ボルニシキヘビ インドニシキヘビ	4
	わに目	アリゲータ科	カaiman	1

2章2節